

有料老人ホームにおける
望ましいサービス提供のあり方
に関する検討会（第5回）

資料 1

2025年 9 月16日

これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について

厚生労働省 老健局

これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

(i) 有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等

(高齢者住まいの役割)

- ◆ 養護・軽費老人ホームが受け入れるべき低所得高齢者を高齢者向け住まいで受け入れている実態があるのではないか、との指摘があった。また、生活保護受給者の多くが有料老人ホームに入居しており、そうしたホームについては相対的に家賃・基本サービス費が低く、介護度に関わらず区分支給限度額利用割合が高いという傾向が明らかになったところ。

→様々な事情を抱えた方も安心して居住の場を選択できるようにするためには、どのような方策が考えられるか。

(有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保)

- ◆ 住宅型有料老人ホームのうち、要介護者の受入が可能で、介護サービスの提供体制を備えているホームは、入居者募集の段階から介護サービスの提供を前提としたものもあり、入居者の介護サービスの選択や提供、質の確保に大きな影響を与える可能性があるため、特に入居者保護の必要性が高いのではないかとのご意見があった。

→こうしたホームに該当するか、自治体が適切に判断・把握できるために、どのような考え方や仕組みが必要と考えられるか。また、介護保険施設（特定施設を含む）やサ高住との関係はどう整理されるべきか。

- ◆ 事業者がその判断により責任を持って質が担保された医療・介護サービスを提供できる場合には、過不足のないサービス提供がなされているか、看取りに当たって心身の苦痛の緩和や本人の意思の尊重が十分なされているか、第三者的な立場で注視していく仕組みが必要ではないか、とのご意見があった。

→介護サービスについては第三者評価の仕組みを活用することが考えられるが、要介護者の入居している有料老人ホームにおいても、入居者本位のケアが看取り期に至るまで確実に提供されることを担保するために、どのようにモニタリングすることが考えられるか。

これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方（続き）

（i）有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等（続き）

（有料老人ホームにおける安全性の確保）

- ◆ 中重度の要介護者を含む入居者に対するサービス提供や安全確保の面において、有料老人ホームや併設サービスの責任の所在や範囲が不明確であるとのご意見があった。
→要介護者を受け入れるホームにおいて、併設の介護サービス事業者を含めた責任の所在・範囲を、入居者やその家族に対して明確化するために、どのような方策が考えられるか。

- ◆ 重度になっても住み続けられるというホームに関しては、安全性の担保等の観点から最低限の人員配置基準が法令上定められることが必要ではないか、とのご意見があった。
→ホームは住まいであり、必要な在宅サービスが提供されていることを前提に、高齢者住まいである有料老人ホームとして、どのような人員体制が確保される必要があるか。サービス付き高齢者向け住宅や特定施設（一般型・外部型）、在宅とのバランスでどのような体制が考えられるか。

これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方（続き）

（ii）利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

（望ましい情報提供のあり方）

- ◆ 有料老人ホームや高齢者向けサービスの選択においては、専門知識や交渉力の不足を補うことが必要であり、事業者自身による透明性を高めるとともに、入居を希望する高齢者が適切な判断を下せるための仕組みが必要ではないか、との意見があった（第3回倉田構成員）。また、入院先から必要に迫られ、限られた時間内で選択しなければならないケースが増加しており、本人が有料老人ホームに赴かず、入院しながらでも、自ら選択し納得のうえで入居することができる環境の整備として、医療機関と高齢者向け住まいとの連携や相談窓口の整備が必要との意見があった。
→高齢者やその家族は専門知識や交渉力が不足することを前提に、多種多様な有料老人ホームから必要なホームを選択できるため、どのような仕組みが考えられるか。また、相談窓口については、どのような主体が担うことが期待されるか。
- ◆ 住宅型有料老人ホームやサ高住の入居契約は、利用者だけでなく地域包括支援センターやケアマネジャーにとっても理解が難しいことがあるため、丁寧な説明や、契約の透明性を高める必要があるのではないかと指摘があった。
→「終の棲家」と考えて入居する高齢者も多いなか、消費者保護や入居後のトラブル回避の観点から、ホームの運営や提供されるサービス等について正確に把握した上で入居契約を結ぶことを確実にするためには、どのような事項が説明されることが必須と考えられるか。

これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方（続き）

（ii）利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択（続き）

（入居者紹介事業の透明性や質の確保）

- ◆ 高齢者自身の情報処理能力の低下という脆弱性を踏まえ、入居者紹介事業者の役割についての啓発や、入居者紹介事業者と有料老人ホーム運営事業者との間の契約関係・責任関係の明確化が必要ではないか、との意見があった。
→消費者保護の観点から、入居者やその家族に対して、入居紹介事業者と有料老人ホーム運営事業者との間の契約関係・責任関係を明確化するためにどのような方策が有効と考えられるか。
- ◆ 入居希望者は、紹介事業者から提供される情報を重要な判断要素として有料老人ホームの入居を決める場合が多いと思われるが、入居希望者と紹介事業者との間には必ずしも契約があるわけではない。入居希望者に対する紹介事業者の責任や役割を明確に規定する必要があるのではないかと、との意見があった。
→入居希望者と紹介事業者の間で契約関係がなく、また、入居希望者は無償であり、有料老人ホーム事業者が紹介事業者に対して成約料を支払つという事業形態であることから、紹介事業者が、入居希望者の側にも立ち、中立な立場で紹介事業を行うための仕組みとして、どのような方策が考えられるか
- ◆ 紹介事業者がどのようなマッチング方法を取っているのか、紹介手数料の設定方法等についての情報公開による透明性確保が必要ではないか。また、消費者自身が探しているエリアのホームは、どの事業者が紹介可能なのか、消費者目線で検索可能とすべきではないか、との意見があった。
→高齢者が安心して、自らのニーズに合った紹介事業者を選択できるため、紹介事業者にはどのような取組が期待されるか。
また、こうした情報が包括、ケアマネ、MSW等に関われるための仕組みとしてどのようなことが考えられるか。
- ◆ 高齢者住まい事業者が、入居者の確保における紹介事業者の活用の有無、その際の手数料の算定方法などを、情報公開することも検討できるのではないかと、その際、紹介業とは何かを明確に位置づけ、その上で、紹介業者に求められる専門性や義務・責任等について、一定のガイドラインを示していくべきではないかと、との指摘があった。
→入居プロセスの透明化や、紹介手数料の適正化の観点から、高齢者住まい事業者による情報公開の方法として、どのような方策が考えられるか。また、入居希望者と紹介事業者の間で必ずしも契約が交わされていない実態があることから、消費者保護の観点から、紹介事業者に求められる専門性や義務・責任について、どのように考え、どのような仕組みが必要と考えられるか。
- ◆ 行動指針に則った事業運営ができていない紹介事業者かどうかを確実に担保する仕組みが必要ではないかと、例えば、届出制や登録制の導入、国が認める資格制度の検討などが必要ではないかと、との意見があった。
→高齢者住まい事業者団体が運営する「紹介事業者届出公表制度」が果たしている機能・役割を踏まえ、さらに実効性を高めるため、どのような方策が考えられるか。

これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について

2. 有料老人ホームの指導監督のあり方

(参入時の規制のあり方)

- ◆ 事業者の創意工夫を損なわない最低限の範囲で、妥当性が担保できない事業計画や、重大な処分を受けた事業者に対する一定程度の規制の検討が必要ではないか、という意見があった。また、住宅型有料老人ホームに対して、利用者保護の必要性がとりわけ高い場合、（許可制の一種としての）登録制といった新たな規制の導入を検討してはどうか、との意見があった。
→住宅型有料老人ホームの運営形態や入居者像は多様であるなか、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準や介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の指定基準や、在宅とのバランスを踏まえ、住まいでありながら介護の提供の場となる住宅型有料老人ホームは、どのような要件を備えることが必要と考えられるか。
- ◆ 外付けサービスを利用する住宅型ホームと特定施設（介護付きホーム）をしっかりと分けて、分かりやすくお客様に説明する必要があるという意見があった。
→自立型ホームや特定施設との差別化を図る観点から、介護の提供の場となる住宅型有料老人ホームについて、どのような表示・説明が必要と考えられるか。

(参入後の規制のあり方)

- ◆ 経営の継続が困難と見込まれる事業者に対しては、迅速な事業停止命令等の行政処分を可能とすることが必要ではないか、との意見があった。
→事業制限・停止命令による入居者への影響を懸念する自治体の意見もあった（令和6年度老健事業調査・参考資料P157）。事業廃止や休止の場合、介護保険施設では、事業者に必要なサービスが継続的に提供されるよう連絡調整・便宜の提供の義務付けがされているところ、有料老人ホームの場合は、行政のみに課されていることについてどう考えるか。

これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について

3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

(i) 住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供について

(出来高報酬型の介護保険サービス等が一体的に提供されている事業経営モデルにおける透明性の向上)

- ◆ 住宅型有料老人ホームの契約において、入居者の意思と必要性を踏まえ、事業者を選択できることを確実に担保する制度とすべきとの指摘があった。
→介護・医療事業者の選択権が入居者・入居希望者にあることを確実に担保するためには、有料老人ホームのみならず、地域包括支援センター、ケアマネ、医療SWなどの地域関係者はどのような役割を果たすべきか。
- ◆ 同一法人の介護事業所がサービス提供する形態は、地域と交流して透明性を高めていくことが必要ではないかとのご意見があった。
→有料老人ホームが、地域に根ざした関係者や事業者と連携して地域に開かれた存在となり、地域のなかでより積極的な役割を果たしていくには、どのような方策が必要か。

(ケアマネジメントのプロセスの透明化について)

- ◆ 自立を支援するケアマネジメントを行う上で、これを阻害する圧力が介護支援専門員にかからない環境構築が必要、というご意見があった。
→利用者本位のサービス提供がされる観点から、ケアマネの独立性の担保に向けて、どのような方策が必要か。

(ii) 特定施設入居者生活介護について

(外部サービス利用型特定施設の活用促進)

- ◆ 一般型に必要な体制確保が難しい場合、外部サービス利用型への指定申請を可能とする仕組みを検討すべきではないか、との意見があった。
→現在、外部サービス利用型特定施設が非常に少ない現状等を踏まえ、外部サービス利用型の活用を促進する仕組みとして、どのようなことが考えられるか。